

改正労災保険法の複数事業労働者に係る 労災認定基準の検討について

改正労災保険法の複数事業労働者に係る脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年12月23日）を踏まえ、それぞれの労災認定の基準に関する専門検討会において、医学等の専門家の意見を聴取する予定。

○ 脳・心臓疾患

- ・ 令和2年6月上旬（日程調整中）
第1回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」

○ 精神障害

- ・ 令和2年6月4日
第6回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」

（参考）

複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）（抄）

（令和元年12月23日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議）

2 複数就業者の認定の基礎となる負荷について

（2）認定方法について

複数就業先の業務上の負荷を総合して評価して労災認定する場合についても、労働者への過重負荷について定めた現行の認定基準の枠組みにより対応することが適当である。ただし、脳・心臓疾患、精神障害等の認定基準については、医学等の専門家の意見を聴いて、運用を開始することにも留意することが適当である。

（以下略）